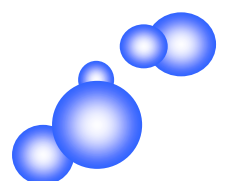


第 1 章 ● 計画策定の基本的な考え方



計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきましたが、現実の社会においては解決すべき多くの課題が残されており、より一層の努力が必要です。

21世紀に入り、私たちを取り巻く社会経済情勢は少子・高齢化、情報化、国際化の進展、家族・地域社会の変化などにより大きな転換期を迎えています。

このような変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かな社会を目指していくうえで、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、大変重要な課題となっています。

守谷市では、「守谷市総合計画」の中で市の将来像として「夢と希望にあふれるまち」を掲げ、「ふるさとの心がいきづくまちづくり」を基本姿勢としています。守谷市に誇りを持ち、誰もがまちづくりの主人公になれるまちを、市民・事業者・市が一体になって創り育てるためには、あらゆる分野への男女共同参画が必要な条件となります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けて守谷市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「守谷市男女共同参画推進計画」を策定しました。

2 計画の基本理念

「守谷市男女共同参画推進計画」は、次の基本理念に基づいたものとします。

(1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、見直す必要があります。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意志で選択できる社会を築いていく必要があります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行う上での様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などとの両立を図ることができる環境をつくるのが大切です。

(5) 国際的協調

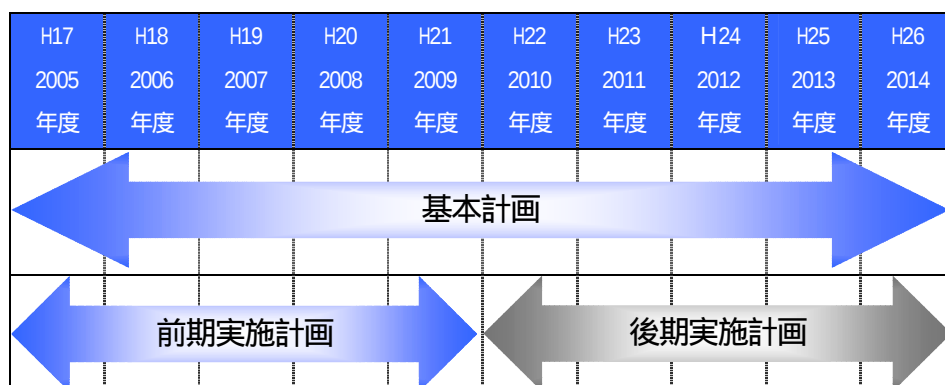
男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

3 計画の位置付け

- (1) 計画は、男女共同参画に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な考え方と施策の基本的方向を具体的に示すものとします。
- (2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- (3) 男女共同参画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題です。そのため、この計画は、「守谷市総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の事業と整合性を図りながら事業を展開します。
- (4) 計画は、2003年（平成15年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、守谷市男女共同参画推進委員会、守谷市ハーモニー懇話会など、市民の声を最大限に反映して策定したものです。

4 計画の構成と期間

- (1) 計画は、基本計画、実施計画をもって構成します。
- (2) 基本計画は、基本目標毎に区分し、基本目標を達成するための主要な課題に対する「現状と課題」を明らかにしたうえで施策の方向づけを行い、主要な施策を定めるものです。計画期間は、2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）までの10年間とします。
- (3) 実施計画は基本計画で示した施策を計画的に実施するために、より具体的な事業を示すものです。計画期間は、前期実施計画については2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までの5年間とし、後期実施計画については2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの5年間とします。
- (4) 計画は「守谷市総合計画」との整合性を図ったうえで、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。



計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催した「国際婦人年世界会議」では「世界行動計画」を採択し、その翌年からの10年間を「国連婦人の10年」と位置付け、その目標を「平等・発展・平和」と決めました。

1979年（昭和54年）の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択し、男女平等の促進に向けて様々な施策を進める世界の動きが活発になりました。

1985年（昭和60年）には「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦2000年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1995年（平成7年）、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性と健康、女性に対する暴力、意思決定における女性の参画など12の課題が示され、また「北京宣言」では「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めることが明示されました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる成果文書）」が採択されました。

2 日本の動き

1945年（昭和20年）、日本では婦人参政権の付与が決定され、「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年、「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

1975年（昭和50年）、総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」が設置され、1977年（昭和52年）には「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。

「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が進められ、1984年（昭和59年）、「国籍法」及び「戸籍法」の改正、翌年に「国民年金法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の制定、1995年（平成7年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の制定などが行われました。

この間、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1994年（平成6年）、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」が設置されました。

1996年（平成8年）、男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国社会を決定する最重要課題として位置付けられ、社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなりました。これを受けて、2000年（平成12年）には基本法に基づく初めての計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）の中央省庁等改革に伴い、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。

3 茨城県の動き

茨城県では、1978年（昭和53年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取り組みが始まりました。

1980年（昭和55年）、担当課が婦人児童課となり、第2次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。

1986年（昭和61年）、新県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置付けられ、1990年（平成2年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、1991年（平成3年）に「いばらきローズプラン21」を策定しました。

同年、いばらきローズプラン21推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。

1994年（平成6年）、福祉部に女性青少年課を設置して、一層の施策の推進に取り組むこととなりました。

1995年（平成7年）には、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられ、翌年、県が取り組むべき女性施策の指針として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

1999年（平成11年）には女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織改編されました。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県、県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、「茨城県男女共同参画審議会」を設置しました。

2002年（平成14年）には、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方針を明確にしました。

4 守谷市の取組

1996年（平成8年）から、総務部企画調整課において女性行政への取り組みが始まりました。1997年（平成9年）には「男女共同参画推進会議」及び市民により構成される「ハーモニー懇話会」を設置、1998年（平成10年）には総務部企画調整課に女性・国際化推進グループを設置し、本市の女性行政が本格的にスタートしました。

また、2002年（平成14年）には「守谷市総合計画」の守谷市に求められるまちづくりの中に「男女共同参画社会の実現」が位置づけられました。

2003年（平成15年）4月には生活経済部くらしの支援課人権・同和対策室へ移管しました。同年10月には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、計画策定に反映させるための分析作業を行いました。

また、2004年（平成16年）3月には男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るための諮問機関として「男女共同参画推進委員会」を設置し推進体制の整備を図り、同年4月には生活経済部くらしの支援課活動支援グループへ移管し、市民の目線に立って施策を推進していく体制となりました。

この間、2001年（平成13年）には第一期ハーモニー懇話会から、2003年（平成15年）には第二期ハーモニー懇話会から「計画策定に向けての提言書」が提出されました。また、市独自の講演会の開催、広報「もりや」への啓発記事掲載など、「ハーモニー懇話会」との連携により、男女共同参画に対する市民意識の向上に努めてきました。

